

各 位

2018年6月1日
滋賀県信用金庫協会

「後見支援預金」の取扱い開始について

滋賀県信用金庫協会の3金庫（滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫）は、新たな商品「後見支援預金」の取扱いを6月1日より開始しますのでお知らせいたします。

「後見支援預金」は、後見制度（成年後見又は未成年後見）による支援を受ける方（ご本人）の財産を安全・適切に管理できる普通預金です。「後見支援預金」は、預金の払い戻しや解約などを、家庭裁判所が発行する「指示書」に基づいて行う預金であるため、ご本人の財産について透明性の高い管理が可能となります。

なお、「後見支援預金」は滋賀県信用金庫協会と大津家庭裁判所との間での協議を経て取扱い開始に至ったものです。

県下3金庫が全体で取り組むことにより、近年、社会問題化している後見人による不正な預金の引出しなど不測のトラブル等防止が広域的に図れることや、顧客の利便性が高まることが期待できます。

記

（1）ご利用いただける方

家庭裁判所より後見開始の審判又は未成年後見人選任の審判を受けた方で、家庭裁判所から「後見支援預金」の利用に係る「指示書」を交付された方。

【対象の家庭裁判所】

大津家庭裁判所、大津家庭裁判所彦根支部、大津家庭裁判所長浜支部、大津家庭裁判所高島出張所

（2）商品特性

- ・普通預金口座とし、総合口座、キャッシュカード、インターネットバンキングなどの各種付帯サービスのご利用はできません。また、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけません。
- ・お預入期間・金額の制限はありませんが、口座開設及び入出金の都度、「指示書」が必要となります。
- ・日常の必要資金については、「指示書」に基づき、定額自動送金取引が利用可能です。

以上

《お問合せ先》

滋賀中央信用金庫	営業推進部	0748-34-7812
長浜信用金庫	営業統括部	0749-65-7606
湖東信用金庫	営業支援部	0748-20-2556